

よくあるご質問

Q. 利用にはどのような手続きが必要ですか？

A. 受給者証に保育所等訪問支援が認められていることが必要です。
区役所で申請してください。

Q. どのくらいの頻度で利用できますか？

A. 基本的には月2回です。
さらに利用されたい場合は受給者証の変更により、月5回まで増える場合があります。お住まいの区役所でご相談ください。

Q. 市内どこでも可能ですか？

A. どこでも可能です。
訪問の際には、事業所から園や学校までの公共交通機関での交通費を、実費にていただきます。

Q. 他のデイに行っているのですが、保育所等訪問支援は利用できますか？

A. 他のデイに行っていても、保育所等訪問支援のみのご利用が可能です。
ぐーなっつのデイサービスと合わせてご利用いただくと、よりお子さんのことを理解し、園や学校での生活とつないだ支援をすることができます。

* 保育所等訪問支援は、児童福祉法に基づき、専門職員がお子さんの通う
保育所・幼稚園・こども園・小学校・特別支援学校・中学校・高等学校を訪問し、
集団適応を支援するサービスです。



ぐーなっつ の保育所訪問支援

お子さんが通う園や学校に私たちが出向き
お子さんに寄り添いながら、
集団の中で力が発揮できるように、
直接サポートします。



ぐーなっつの保育所等訪問支援では、 このようなことが可能です！

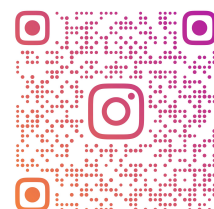
園・学校と連携したサポート

- ・登園、登校日に不安を感じている
お子さんへのサポートについて、
園・学校と事前に連携し、計画していきます。
- ・園、学校の生活の流れや保育、授業の内容、
行事の動き等に沿いながら、お子さんが集団の中で
安心して力を発揮できるようにサポートします。



生活バランスのコーディネート

- ・集団生活の中心である園や学校、家庭、デイサービス等それぞれが、
お子さんにとってより良い支援を継続できるように提案していきます。
- ・園、学校と家庭、デイサービス等お子さんの一日の流れをトータルに見直し、
お子さんにとって負担のないバランスのとれた生活をコーディネートしていきます。



日々の様子は
Instagramでも
ご覧いただけます！

<https://www.instagram.com/gu.na.tsu/>

現状の分析・報告

- ・園や学校を訪問してお子さんの姿をしっかり把握します。
- ・園、学校でのお子さんの様子や、支援によって育ったこと、学んだことを
保護者の方にお伝えします。
- ・月毎に先生たちと、成果と課題について話し合い、お子さんにとって
より良い環境や支援の方法などをともに考えます。



\ 相談随時受付中！ /

〒064-0806
北海道札幌市中央区南6条西25丁目2-2
TEL：050-1180-8954
MOBILE：090-9434-0072
(受付時間：10時～17時 担当：氷見)

【営業日・時間】

- ・月～金曜日 10：00～17：00
- ・土曜・祝日 10：00～16：00
- ・日曜日 お休み



LINE公式アカウントから
個別にお問い合わせ
いただけます！

- 【訪問日】 お子さんが登園・登校している日
受給者証で認められた回数が上限です。
 - 【訪問時間】 1～2時間程度
行事参加の支援も可能です。
- *訪問日・時間については、各園校と打ち合わせの上決定します。

ご利用の流れ

お問い合わせ

相談・見学

受給者証あり

受給者証
なし

申請・交付

ぐーなっつ
と契約

利用開始